45. 削除
71. アティクッラー・ワリ・モハンマド（別名：アティクッラー）
ATIQULLAH WALI MOHAMMAD (a.k.a.: Atiqullah)
称号：(a)Haji（ハッジ）(b)Mullah（ムラー）
役職：（タリバーン統治下）：Deputy Minister of Public Works（公共事業次官）
生年月日：1962年頃
出生地：(a)Tirin Kot District, Urugzan Province, Afghanistan (b)Khwaja Malik village, Arghandab District, Kandahar Province, Afghanistan
国籍：アフガニスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2001年１月31日（2003年９月３日、2007年９月21日、2011年11月29日、2012年10月19日及び2013年２月11日に改訂）
その他の情報：2010年現在、タリバーン最高評議会政治委員会のメンバー。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Alizai部族に属する。アブドゥル・ジャリール・ハッカーニ・ワリ・モハンマド（34. に指定した個人）の兄弟。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。
148. 削除
【アル・カーイダと関係を有する個人】
450. 削除
456. 削除
二. 次のとおり追加する。
【アル・カーイダと関係を有する個人】
630. ジャメル・アカシャ（別名：(a)ヤヒヤ・アブー・エル・ウマーム(b)ヤヒヤ・アブー・エル・ハマーム）
DJAMEL AKKACHA (a.k.a.: (a)Yahia Abou el Houmnam (b)Yahia Abou el Hammam)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1978年５月９日
出生地：Rouiba, Algiers, Algeria
国籍：アルジェリア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：マリ
国連制裁委員会による指定日：2013年２月５日
その他の情報：父親の名前はSlimane。母親の名前はAkrouf Khadidja。イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（173. に指定した団体）のマリ北部における調整役。

○厚生労働省告示第四十九号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一七八	株式会社環境技研	群馬県高崎市金古町一七〇九番地一	群馬県高崎市金古町一七〇九番地一	理化学試験	平成二十五年三月一日

○農林水産省告示第六百五十一号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

卸売の業務を廃止した卸売業者の名称　株式会社東京花き
卸売の業務を行っていた市場　東京都中央卸売市場北足立市場
取扱品目の部類　花き部
廃止の年月日　平成二十五年一月三十一日

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県岡崎市切山町字大ゾレ一〇の一三、一一、一三、三七の一一、字中池一の二七、字大ボウ一の一三、四の二二、四の三七、四の五二から四の五五まで、四の六二、四の七九、四の八〇、四の八二、四の八五、保久町字上滝沢五の七、五の八、字猪戻一の二、一の四、一一の二、一一の五、一一の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十七年十月十九日農林水産省告示第千五百七十二号、昭和五十七年七月二十日農林水産省告示第千二百四十六号
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十七年八月十八日農林水産省告示第千三百九十六号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）